

城西大学・城西短期大学における公的研究費に係る間接経費の取扱いに関する規準

令和4年5月12日制定

(目的)

第1条 この規準は、「競争的資金の間接経費執行に係る共通指針」(令和3年10月1日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(以下「共通指針」という。)の趣旨に基づき、城西大学・城西短期大学(以下「本学」という。)における公的研究費に係る間接経費の取扱いに関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学における公的研究費に係る間接経費の取扱いについては、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほかは、この規準によるものとする。

(定義)

第3条 この規準において「公的研究費」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関(以下「公的研究費配分機関」という。)から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究費のことをいう。

2 この規準において「直接経費」とは、公的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、公的研究費を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費をいう。

3 この規準において「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、公的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

(間接経費の額)

第4条 本学における間接経費の額は、当該公的研究費配分機関による定めに準拠することとする。

(間接経費の執行・管理)

第5条 間接経費は、学長のもとで計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保しなければならない。

2 間接経費は、公的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当しなければならない。

- 3 間接経費の執行・管理は共通指針のほか、本学の会計関係諸規程に基づき適切に執行しなければならない。
- 4 間接経費は、原則として、当該年度の3月31日までに全額を執行するものとし、繰り越しは認めない。
- 5 間接経費は、複数の公的研究費を獲得した場合には、資金元の制約がない限りまとめて使用することができる。
- 6 間接経費に直接経費を合算して使用することはできない。
- 7 間接経費の支出基準は、本学の事務決裁基準による。
- 8 当該研究者が、他機関等へ移籍又は、当該公的研究費による研究を廃止する場合は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者へ返還するものとする。ただし、当該公的研究費配分機関による特別な定めがある場合は、その定めに準拠することとする。

(間接経費の使途)

第6条 間接経費の使途に関しては、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

- ① 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- ② 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器・会議室等賃借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、旅費交通費、会議費、印刷製本費等

(2) 研究部門に係る経費

- ① 共通的に使用される物品等に係る経費
- ② 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

備品購入費、消耗品費、機器・会議室等賃借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、旅費交通費、会議費、印刷製本費、新聞図書費、光熱水費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器・会議室等賃借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、旅費交通費、会議費、印刷製本費、新聞図書費、光熱水費、論文投稿料(論文掲載料)

- ③ 特許関連経費
- ④ 研究棟の整備、維持及び運営経費
- ⑤ 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- ⑥ 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- ⑦ 設備の整備、維持及び運営経費
 - ⑧ ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - ⑨ 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
 - ⑩ 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - ⑪ 図書館の整備、維持及び運営経費
- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
- ① 研究成果展開事業に関する経費
 - ② 広報事業に係る経費 等
- 2 前3号に定めるもののほか、学長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合は執行することはできる。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(間接経費執行協議会の設置)

- 第7条 公的研究費に係る間接経費の執行について、間接経費執行協議会（以下「本協議会」という。）を設置する。
- 2 間接経費の執行・管理は、本協議会にて執り行うものとする。なお、民間団体等からの受託研究費及び寄付研究費に係わる間接経費についても同様に本協議会で扱うものとする。

(本協議会の構成)

- 第8条 本協議会は、学長が委嘱する次の各号に掲げる者でもって構成する。
- (1) 研究担当副学長
 - (2) 教務部長
 - (3) 事務局長
 - (4) 学長室学務課長
 - (5) 学長室学務課（研究支援）課員
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。なお、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 本協議会の議長は、研究担当副学長とする。

(本協議会の審議事項)

- 第9条 本協議会は、次の事項について審議する。
- (1) 間接経費執行に関する方針等の協議に関する事項
 - (2) 間接経費執行に関する審査及び是非の判断に関する事項

(3) 間接経費執行状況の管理及び公表に関する事項

2 審議結果については、研究担当副学長が学長に報告し、許可を得たうえで執行する。

(報告)

第10条 本学における間接経費の使用実績は、本協議会にてとりまとめ、当該公的研究費配分機関に対して、定められた期日までに所定の報告を行わなければならない。

(事務)

第11条 この規準に関する事務は、学長室学務課が行う。

(改廃)

第12条 この規準の改廃は、本協議会の議を経て学長が決定する。

(その他)

第13条 この規準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

- 1 この規準は、令和4年5月12日から施行する。
- 2 「城西大学・城西短期大学における外部資金の間接経費に係る執行指針」及び「城西大学・城西短期大学公的研究費に係る間接経費の執行に関する細則」は、これを廃止する。ただし、この規準の施行日前に獲得した競争的資金等に係る間接経費の取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この規準は、令和5年4月7日から施行する。